

# 第 2 編

医学管理等・  
検査料・画像診断料

公益財団法人 労災保険情報センター

# 再診時療養指導管理料

920円

再診時に療養上の指導を行った場合に算定

〔食事、日常生活動作、機能回復訓練〕  
〔メンタルヘルスに関する指導〕

ポイント①

石綿疾患療養管理料

ポイント②

表に掲げる各管理料等

**重複算定不可**

# 再診時療養指導管理料

## 920円

再診時に療養上の指導を行った場合に算定

ポイント③

同時に2以上の診療科で指導を行った  
場合( )であっても1回として算定

( ) 医科と歯科、医科と歯科口腔外科の場合を  
除く

## 例題

異なる傷病について複数の診療科で再診を行い、次のように指導を行った場合

- 4/ 4 整形外科(再診料1,420円)：機能回復  
内 科(再診料 710円)：日常生活
- 4/11 整形外科(再診料1,420円)：機能回復  
内 科(再診料 710円)：日常生活
- 4/18 整形外科(再診料1,420円)：機能回復  
内 科(再診料 710円)：日常生活

同時に2以上の診療科で再診を行い、  
各々指導を行った場合

➡ 再診時療養指導管理料は1回として算定

再診時療養指導管理料

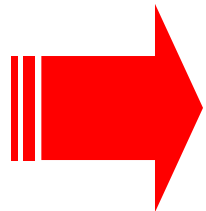
920円 × 3回 = 2,760円

Q&amp;A

Q 1

電話再診の場合、再診時療養指導管理料は算定できますか。

A 1 **算定不可**



健康保険の電話等による再診の取扱いにおいて、「当該再診料を算定する際には、第2章第1部の各区分に規定する医学管理料等は算定できない」ことから、再診が電話等により行われた場合、再診時療養指導管理料は算定できません。

# ◆画像診断

- コンピューター断層撮影料
- コンピューター断層診断の特例

## コンピューター断層撮影料

CT・MRIを  
同一月に2回以上行った場合



2回目以降の100分の80  
に相当する点数による算定は  
適用されない

算定例 3

同一月 1 回目 CT 撮影 □  
 2 回目 MRI 撮影 2

労災

健保

撮影料

1 回目 CT 900 点

900 点

2 回目 MRI 1,330 点

1,064 点

診断料

450 点

450 点

合計

2,680 点

2,414 点

# コンピューター断層診断の特例

## 225点

他の医療機関でコンピューター断層撮影を実施したフィルムについて診断を行った場合

➡ 再診時についても、月1回に限り算定可

他院へ画像撮影を依頼し撮影されたフィルムについて自院または他院で「E203 コンピューター断層診断」を算定できる場合は、当該特例は算定できません。

算定例 2

転医後、

初診時に他医療機関(A)で撮影したフィルムについて診断し、  
再診時に他医療機関(B)で撮影したフィルムの診断を行った  
場合のコンピューター断層診断について（同一月）

【初診時】

コンピューター断層診断

労災

4 5 0 点

健保

4 5 0 点

【再診時】

コンピューター断層診断

特例

2 2 5 点

—

第 4 編

手術料

公益財団法人 労災保険情報センター

# 四肢加算

1.5倍

鎖骨・肩甲骨・股関節含む

2.0倍

手及び手の指  
(手関節含む)

創傷処理

皮膚切開術

デブリードマン

筋骨格系・四肢・体幹の手術

神経の手術

血管の手術

ポイント①

形成の手術  
は対象外！

● ● ●  
手の指に係る

● ● ● ● ●  
〔創傷処理(達しないもの)

〔骨折非観血的整復術

労災独自の点数で算定のため

対象外！

# 例題

## K000 創傷処理(達しないもの)4cm を行った場合

右足背

右手背

顔面

労災

健保

右足背

四肢加算

$$530\text{点} \times 1.5 = 795\text{点}$$

530点

右手背

四肢加算

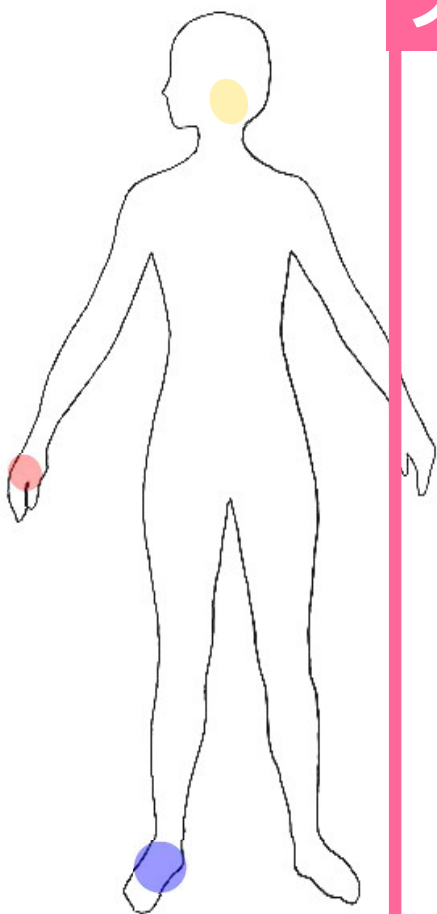
$$530\text{点} \times 2.0 = 1,060\text{点}$$

530点

顔面

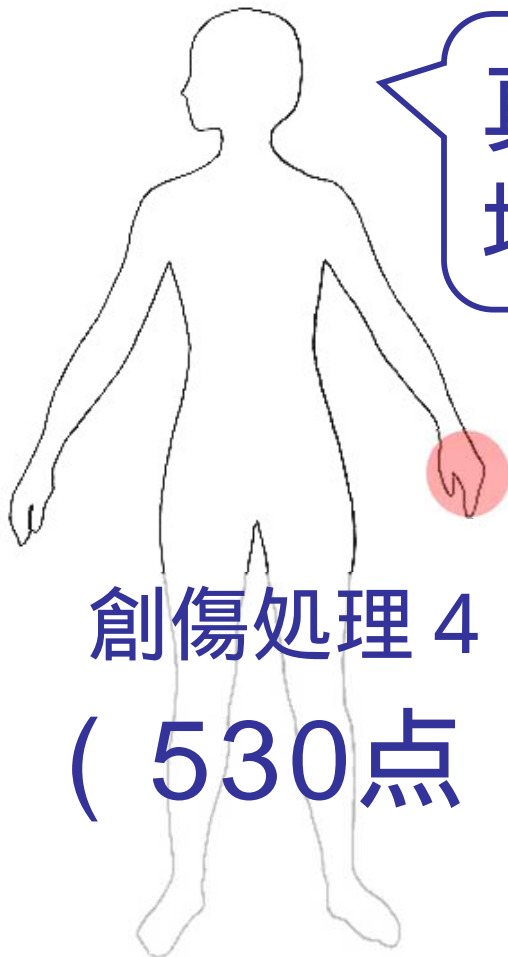
530点

530点



# 例題

手背に真皮縫合を伴う  
K000創傷処理(達しないもの)4cmと  
デブリードマンを行った場合



真皮縫合とデブリードマンを行った  
場合、四肢加算は？

**手技料の注加算・・・四肢加算可**

$$\begin{array}{rccccccc} \text{創傷処理 4} & & \text{真皮縫合} & & \text{デブリードマン} & & \text{四肢加算} \\ & & \text{加算} & & \text{加算} & & \\ ( 530\text{点} & + & 460\text{点} & + & 100\text{点} ) & \times & 2.0 \\ & & & & & & \\ & & & & = & & 2,180\text{点} \end{array}$$

# 四肢加算

ポイント

## 四肢加算の対象ではないもの

通則の加算

通則 1 2 (時間外等の加算)  
は四肢加算の対象!

医療機器等加算

特定保険医療材料料

薬剤料・輸血料・麻酔料

# 例題

左脛骨の粉碎骨折にK046骨折観血的手術と  
創外固定を行った場合（時間外）

## 労災

骨折観血的手術 2

時間外加算 四肢加算

18,370点 × 1.4 × 1.5 = 38,577点

創外固定器加算

10,000点

---

48,577点

通則 1 2 (時間の加算)

四肢加算 可

医療機器等加算(創外固定器加算)

四肢加算 不可

# 手の指に係る創傷処理

## 筋肉・臓器に達しないもの

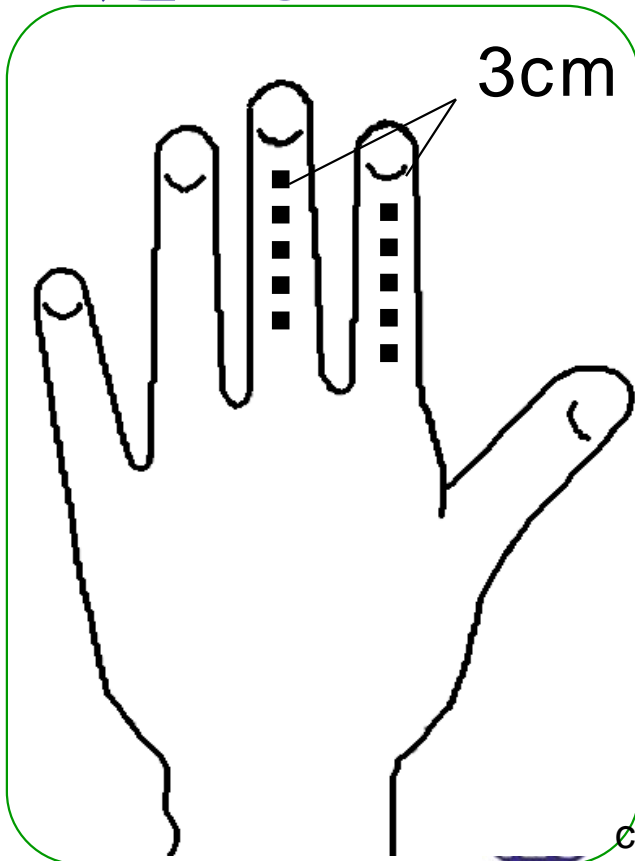
### 労災独自の点数

指 1 本	1, 0 6 0 点
指 2 本	1, 5 9 0 点
指 3 本	2, 1 2 0 点
指 4 本	2, 6 5 0 点
指 5 本	2, 6 5 0 点

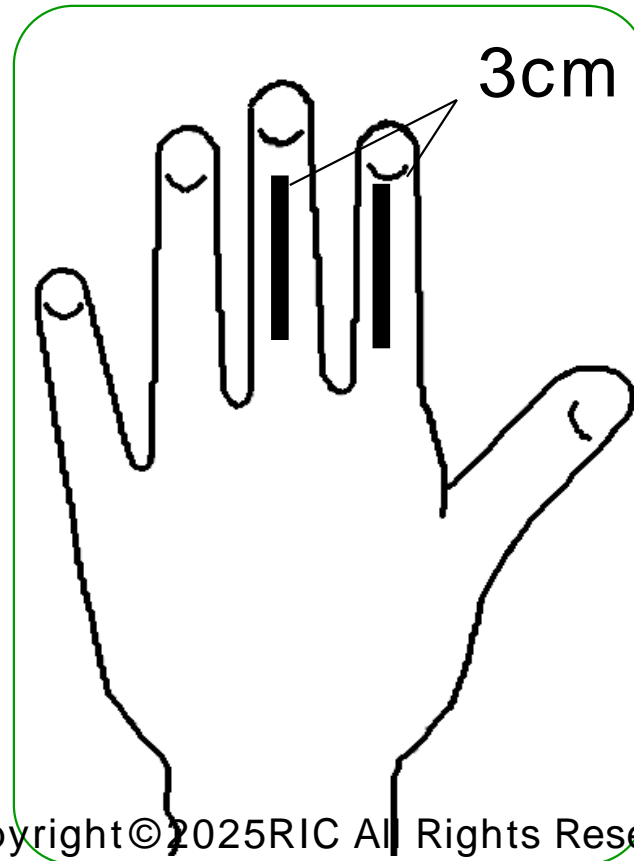
四肢加算不可!

第 2 指、第 3 指の挫創に対し、次のように  
創傷処理とデブリードマンを行った場合

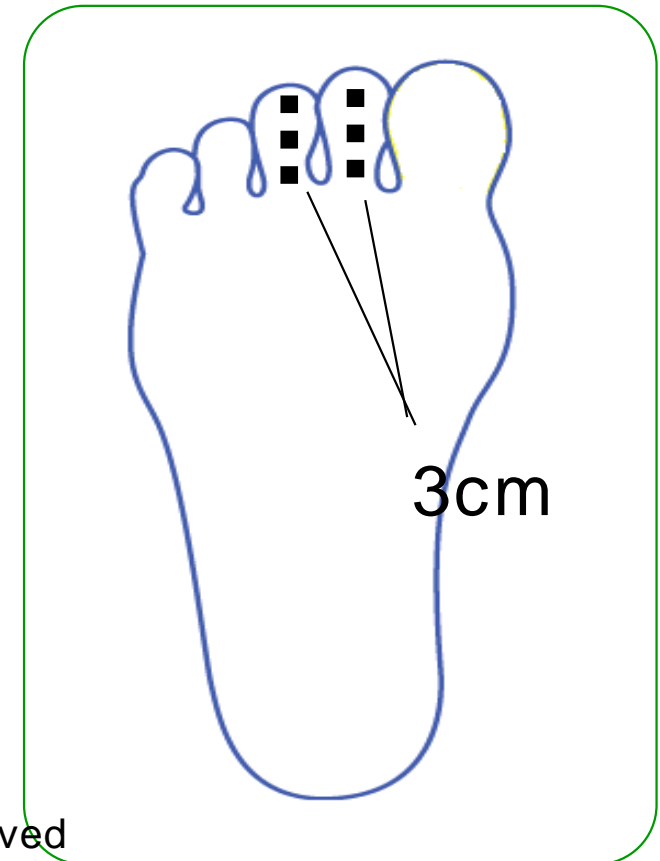
手の指  
達しないもの



手の指  
達するもの



足の指  
達しないもの

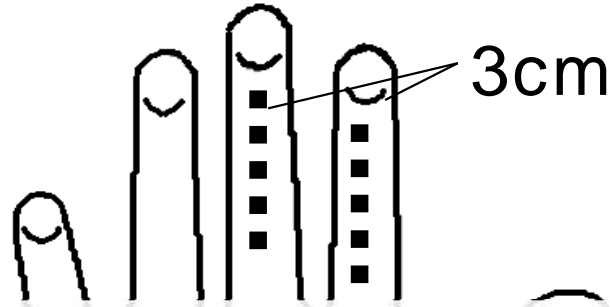


算定例 2

手の第2指、第3指の挫創に対し  
 創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの) 3 cm、  
 デブリードマンを各々行った場合

達しないもの

➡ 労災独自の点数



創傷処理(達しないもの)指2本 1,590点

デブリードマン加算  
 100点

四肢加算

× 2.0 = 200点

合計

1,790点

算定例 2

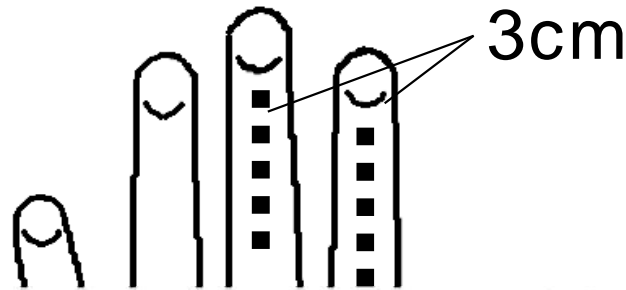
手の第2指、第3指の挫創に対し  
 創傷処理(筋肉・臓器に達するもの) 3 cm、  
 デブリードマンを各々行った場合

(四肢加算)

達するもの



健保点数の2.0倍



創傷処理 2

デブリードマン  
加算

四肢加算

$$( 1,880点 + 100点 ) \times 2.0 = 3,960点$$

算定例 2

足の第2趾、第3趾の挫創に対し  
 創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの) 3 cm、  
 デブリードマンを各々行った場合

足の指  
 (達しないもの)

(四肢加算)

➡ 健保点数の1.5倍



創傷処理5

デブリードマン  
 加算

四肢加算

$$( 950点 + 100点 ) \times 1.5 = 1,575点$$

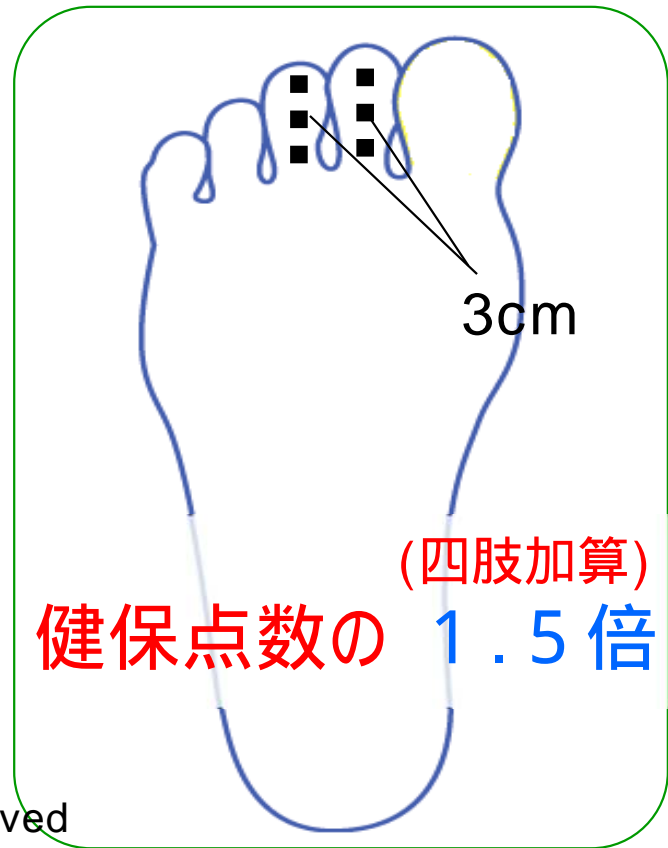
# 算定例 2

## 第2指、第3指の挫創に対し、次のように 創傷処理とデブリードマンを行った場合

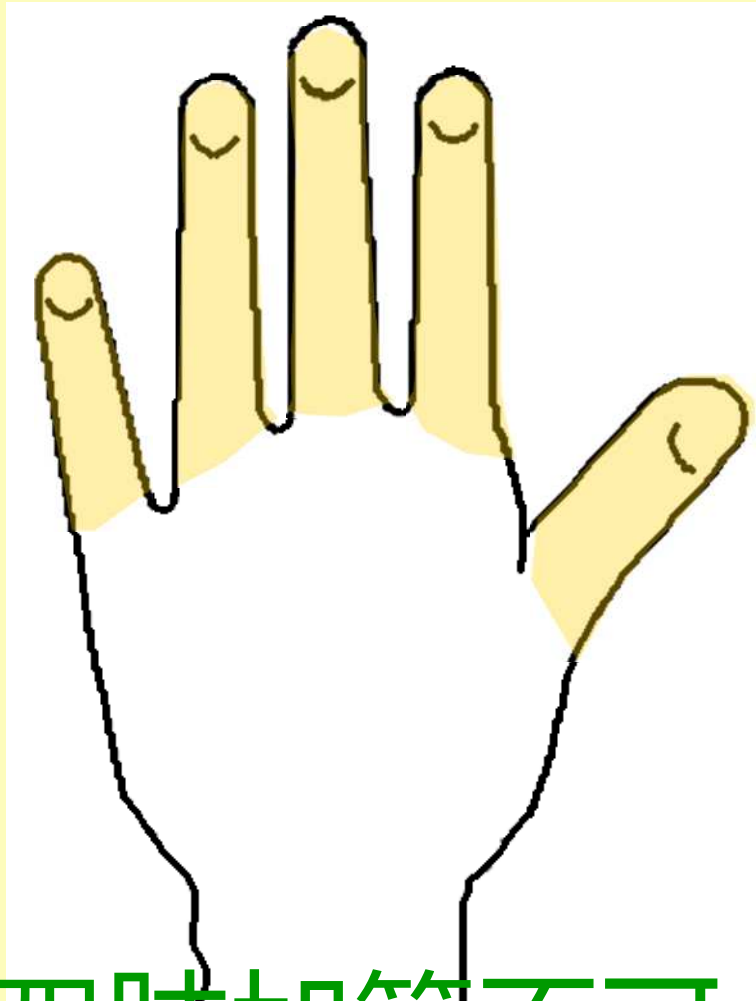
手の指  
達しないもの

手の指  
達するもの

足の指  
達しないもの



# 手の指に係る骨折非観血的整復術



## 労災独自の点数

指1本	2,880点
指2本	4,320点
指3本	5,760点
指4本	7,200点
指5本	7,200点

四肢加算不可!

手の第3指、第4指、第5指の骨折に対し  
K044骨折非観血的整復術を行った場合

手の指

➡ 労災独自の点数



骨折非観血的整復術（指3本） 5,760点

足の第 3 趾、第 4 趾、第 5 趾の骨折に対し  
K044 骨折非観血的整復術を行った場合

## 足の指



(四肢加算)



健保点数の 1.5 倍

骨折非観血的整復術 3

1,440点

四肢加算

×

1.5

=

2,160点

# 算定例3・4

## 第3指、第4指、第5指の骨折に K044骨折非観血的整復術を行った場合

### 算定例3 手の指



### 算定例4 足の指



# 創傷処理と骨折非観血的整復術

	手の指 <small>に係る</small>	四肢 <small>に係る</small> (手の指以外)
骨折非観血的 整復術	労災独自の 点数	健保点数に 四肢加算
創傷処理 (達しないもの)		
創傷処理 (達するもの)	健保点数に四肢加算	

# 手指の機能回復指導加算

手関節以下

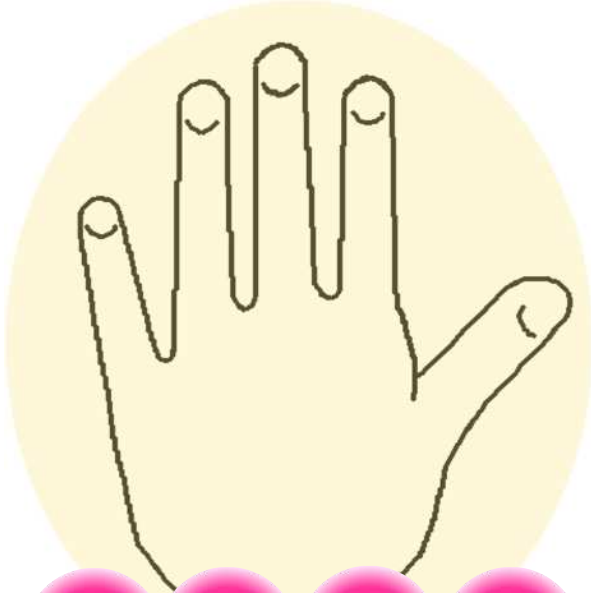
190点（1回限り）

創傷処理

皮膚切開術

デブリードマン

筋骨格系・四肢・体幹の手術



ポイント①

時間外等の加算

四肢加算

・・・算定不可

神経の手術

血管の手術

形成の手術

・・・対象外！

# 術中透視装置使用加算

## 220点

	対象部位	対象手術
ア	大腿骨、下腿骨、 上腕骨、前腕骨、 手根骨、中手骨、 手の種子骨、指骨、 足根骨、膝蓋骨、 足趾骨、中足骨、 鎖骨	骨折観血の手術 骨折経皮的鋼線刺入固定術 骨折非観血的整復術 関節脱臼非観血的整復術 関節内骨折観血の手術
イ	脊椎	経皮的椎体形成術 脊椎固定術、椎弓切除術、 椎弓形成術

# 術中透視装置使用加算

## 220点

	対象部位	対象手術
ウ	骨盤	骨盤骨折非観血的手術 腸骨翼骨折観血的手術 寛骨臼骨折観血的手術 骨盤骨折観血的手術 (腸骨翼骨折観血的手術及び 寛骨臼骨折観血的手術を除く)

# 術中透視装置使用加算

## 220点

ポイント①

四肢加算 **算定不可**

ポイント②

手根骨、中手骨、手の種子骨及び指骨（以下「手」という） 又は 足根骨、足趾骨及び中足骨（以下「足」という） について、複数の手術を同時に行い、術中透視装置を使用した場合、併せて1回の算定

右手、左手 又は 右足、左足にそれぞれ手術を行い、術中透視装置をそれぞれの手 又は 足に使用した場合、それぞれ1回まで算定

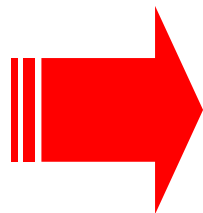
## Q&amp;A

Q 1

時間外加算を算定することはできるのでしょうか。

A 1

**算定不可**



時間外加算を算定することはできません。

# 第 5 編

## その他の特例

公益財団法人 労災保険情報センター

# 初診時ブラッシング料

91点

同一傷病につき1回(初診時)

ポイント

四肢加算 算定不可

時間外加算 算定可

デブリードマン

(デブリードマン加算含む)

重複算定不可

初診時ブラッシング料を  
含む処置、手術の点数  
の合計が  
150点以上の場合  
に限る！

## 算定例2

初診時に次の処置を行った場合

右上腕部 創傷処置 20cm<sup>2</sup> ブラッシング右手部 創傷処置 10cm<sup>2</sup> ブラッシング

四肢加算

右上腕部	創傷処置	1	52点	×	1.5	=	78点
------	------	---	-----	---	-----	---	-----

四肢加算

右手部	創傷処置	1	52点	×	2.0	=	104点
-----	------	---	-----	---	-----	---	------

初診時	ブラッシング料						91点
-----	---------	--	--	--	--	--	-----

---

合計							273点
----	--	--	--	--	--	--	------

## 算定例4

初診時(時間外)に左手背に  
創傷処置10cm<sup>2</sup>、ブラッシングを行った場合

創傷処置1 四肢加算 ブラッシング料

$$52点 \times 2.0 + 91点 = 195点 > 150点$$

**時間外加算 算定可**

四肢加算 時間外加算

$$\text{創傷処置1} \quad 52点 \times 2.0 \times 1.4 = 146点$$

初診時ブラッシング料

$$91点 \quad \times 1.4 = 127点$$

合計

273点

## 算定例4

初診時(時間外)に前額部に  
創傷処置10cm<sup>2</sup>、ブラッシングを行った場合

創傷処置1    ブラッシング料

52点    +    91点    =    143点    <    150点

**時間外加算 算定不可**

創傷処置1    52点

初診時ブラッシング料    91点

---

合計    143点

# 固定用伸縮性包帯

**実費相当額** (購入価格を10円で除して得た点数)

医師の診断に基づき、処置及び手術において、  
頭部・頸部・躯幹・四肢に使用を必要と認めた  
場合

ポイント

患部の固定のために  
使用した場合

医師が必要と判断した場合

頸椎固定用シーネ等と併せて算定可

湿布・ガーゼ等が  
ずれないように巻いた  
場合は 算定不可!

## 算定例

腰部に対し腰部固定帯(購入価格3,500円)を使用し、患部の固定を行った場合

腰部固定帯固定 35点

腰部固定帯

購入価格

3,500円 ÷ 10円 = 350点

---

合計 385点

お問い合わせ先  
労災補償課 分室  
0776 - 25 - 0631

用紙(請求書、レセプト)の発送は  
労災補償課(春山)

0776 - 22 - 2656

までお願いいたします

